

国内経済法規に対する条約の功罪

高田, 源清
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1642>

出版情報 : 法政研究. 38 (2/4), pp.389-418, 1972-07-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

国内経済法規に対する条約の功罪

高田源清

一、序 説

二、統一条約への道程

(イ) 経済関係濃密国への立法接近 (ロ) 二国間条約による調整 (ハ) 多辺条約への参加

三、経済産業関係の統一条約の現状と日本

(イ) 戦前からの統一条約と日本 (ロ) 戦後の活発な統一条約の成立と日本

四、条約による功罪とその背景

(イ) 国内法の制定促進に役立った条約 (ロ) 国内法の停滞を招来した条約・協定

(ハ) 制定強制に対する反撓としての停滞 (ニ) 国内法の過進を制肘するための条約

五、作用する諸条件と、その組合せ

六、結 び

一 序 説

経済に国境なしという。あるいは資本に国籍がないともいう。現在の企業の経済活動は国際的であり、また多国籍企業も著しく育っている。

地球上の各種資源は、極めて偏在しており、その資源を活用し、利用する技術も、各国・各地に偏在していると言わねばならぬ。さらにその製品を消費し、需要する市場も、各国・各地により広狭が著しい。

原材料産地と製造加工地、そして消費地が国境を距てて存在するとき、陸地続きならば早くは畜力輸送機関により、やがて動力輸送機関によって、その運送が行なわれ、海を距てるところでは船舶により、さらに近時は航空機による空中輸送によって、物の交流が極めて活発である。その物資の動くところ、その代金の送金、決済が不可欠となり、さらに資金が国境を超えて、より有利な投資市場に、動くことも自然である。

こうした国際交流は、貨物の移動に伴う貨物証券の近似化、統一化を必要とし、それに不可分に代金決済の手形・小切手などの近似化・統一化を呼ぶに至る。そして、そうした国際的取引の主体の法的組織構造が、国により余りにも区々であつては、思わぬ損害を被ることから、とりわけ共同企業形態としての法人の構造につき、さらには個人を含めての企業体の責任制度が、著しく異なることは困ることになり、況んや資金投資の国際相互性が繁くなれば一層である。しかし幸いにして、商事法、経済法制は、多くは技術性を強くもつ法分野であつて、その目的のために専ら合目的性のみを追求する立法であるところから、少くとも文明程度を同じくし、または近くしている国では、同一内容の立法に動き得る法性格をもっている。この点では、その国家・民族の永い歴史や伝統と不可分に育つ身分法や土地法などの分野とは著しく対照的である。そのために、欧州諸国の間同志で、各国内商事法が敏速に影響し合い、国際鉄道の活用に伴い、早くはベルン条約の成立を見たわけである。また海上運送の活発化から世界各国に共通の海上法規を条約を通じて統一しようとの努力が行なわれ、既に二〇に近い海上国際条約の成立を見ており、また極めて浅い歴史しか有しないが、急速な発展普及を遂げている航空運送関係でも、上記海上のそれに近い統一条約を成立させ、さらに条約の成立に目下努力しているものも少くない。

しかし、わが国は、こうした経済商事関係の統一条約には、極く早い時期は別としても、既に大正時代以後においては、そうした統一条約を作るべき準備的国際会議にはもちろん、本条約締結の会議にも参加していることが多いにも拘らず、それに批准加盟の手段を取ることもなく、じゅんじゅん年を重ねているものが少くない実情にある。

一般に、条約は国内法の立法発展を促進する如く理解されているにも拘らず、いやしくも我国について言えば、そうした役割を果してくれた条約もあるが、却ってその条約の成立が国内法の整備、改正を遅延させる結果を見せているものも少なくないことを否定できない。それは、いかなる理由によるものであるか、本稿はこれらの点を、わが国の産業法の制定改廃にからませて吟味することを目的とするものである。そして、それは筆者が早くから提唱してきた「立法法学の必要性」（法政研究一九卷二号）への一努力としての意味を持たせたものである。

二、統一条約への道程

（イ）経済関係濃密国への立法接近

各国間の経済通商関係は、距離の遠近もあるが、政治組織の相異、歴史的友好または敵対関係などによって密疎の関係を免れない。例えば欧州の諸国は距離的には近いが、必ずしも友好関係を維持していたとは言えないのに、いわゆる大陸法系と称されるように、その法制に近似性があり、共通性が強かったのは何故であろうか。¹⁾そして第二次大戦後は、とりわけ戦勝国のフランスと戦敗国の西独がありながら、欧州連合が成立したのは何故か。²⁾これはいかに経済通商関係が、政治組織や歴史的敵対関係をも乗り越えて行く力のあることを示す一証左と言えよう。そして戦後の日本が、これまたかつての敵国、アメリカの株式会社に近接する商法改正を行ったか、証券取引法その他の経済立法の

接近を行なったかをも解明するものであろう。昭和二五年の商法改正は、被占領期間中の立法改正であったにも拘らず、日本側の発願に因るものであったことは、事実の示すところである。⁽³⁾

我々は、さらにもう一つの顕著な歴史的事実を想起したい。それは第一次大戦後にできた国際連盟で、わが国と同じくその常任理事国であった英国が、その国際連盟の肝入りで統一条約として成立させた手形法と小切手法の統一条約に、⁽⁴⁾ 同国がアメリカと最も国際経済関係が密接である故をもって、同条約に加盟しなかつたという事実がこれである。

そもそも、わが国は徳川三百年の鎖国政策のため、世界各国との文化交流も乏しく、漸く安政年間の黒船来航により、強制的に開国にふみ切つたが、アメリカ、ロシア、イギリスなどと締結した条約は、いわゆる不平等条約であり、その治外法権の撤廃には、急速に西洋型法制度を入れる必要に迫られ、明治一九年以來の法典編纂となり、初めフランス法系の継受を行ったが、やがてドイツ法系の法制を整備した。明治三二年の制定にかかる現行商法を初め、大部分の経済商業関係の立法がそうであり、僅かに明治三八年の「担保附社債信託法」(法五二号)、大正二年の制定にかかる信託法(法六二号)、信託業法(法六五号)などを数えるのみであった。⁽⁵⁾

しかし、前記の経済商業関係の立法は、必ずしも、当時わが国と経済関係の密接な国の立法への接近という意味が少なかつた。けれども今次大戦後のわが国の経済商業関係の立法は、単に占領責任国がアメリカであったという事実だけではなく、従前から英米法系の諸国・諸地域との経済交流が最も多かつた上に、最も早く貿易関係につきわが国に好意を示し、従つて経済関係の緊密化の著しいアメリカ法への接近という顕著な動きを示した。

その最も顕著な事例として、昭和二五年の商法中の主として株式会社制度の改正があり、⁽⁶⁾ さらに昭和二三年の「証券取引法」の制定などをあげ得よう。前者は直接的には、敗戦後の日本企業の荒廢の裡で、殆んど凡ての会社の株式

の市場価格が、その額面額を割っているという実情の下では、増資による資本調達を不可能としたので、その危機の乗り越えには、アメリカの無額面株制度を輸入するより外ないとし、且つついでに授權資本制度を入れて、資本調達に機動性を持たせようとしたものであるが、同改正では外国資本をも容易に入れたいとの配慮から、累積投票制度（商法二五六条ノ三及び四参照）、少数株主権の行使の容易化（同上二三七条、二五七条、四二六条、四五二条など）を計る改正を行ったところに、この間の事情を示すものがある。後者は、アメリカの一九三三年の Security Act と一九三四年の Security Exchange Act の両法に倣い、占領軍が一度自分の方から市場閉鎖を命じておきながら、後にその占領政策の一つとしての証券の民主化の推進を行うために、その再開を要望したのであるが、そうした事情から、アメリカ立法の換骨脱体的移入として制定されたものであることは、余り贅言を必要としないところである。

なお、国内経済事情からの接近ではなく、占領政策として、占領責任国であったアメリカの法制への接近が多く強制された。その著しいものの一は、昭和二年制定の独禁法である。すなわち独禁政策の立法化は、アメリカでは永い歴史と、立法上の工夫と努力の総合であるが、それを敗戦国のわが国や西独についても、国際経済競争場裡に再び出る場合の足かせ手かせとして、制肘しようという意図を含んだものであったと見れる。⁽⁷⁾ しかしその反面、戦争直後の時代はアメリカとの経済関係が最も密接であったわけで、その限りではアメリカ法への接近の一として数えて良いものの一つと言えよう。

反対にわが国が、その法制に他の諸国の経済立法を接近せしめた事例も存したことをも付記すべきであろう。それは一九二〇年代に行なわれた中華民國の商事関係法について認められ、⁽⁸⁾ さらに昭和六年の満洲国の建設後の同国の経済関係立法が、この著しい事例といふべきであろう。⁽⁹⁾

(1) 独仏は、国境を広く接し、古くから頻々戦争を行ってきた兩國であるが、他面経済関係も密接であることが、主な原因であろうが、古いところでは、共にローマ法などの支配圏であったことも忘れてならぬ。況んや和蘭、白耳義、そして瑞西、伊太利などについても、また北歐諸国についても共通に言えることは、やはり経済貿易関係の緊密性に帰し得るのではなからうか。

(2) 歐洲石炭連合に初ったこの歐洲十カ国は、経済連合・政治連合にまで発展しようとしている。これはやはりコンモン・マーケットと称されるところに、最も基礎的な因由があると見てよいのではなからうか。

(3) すなわち、戦後・敗戦という事態によることは勿論であるが、第一次大戦までの場合になかった経済力の武装解除が、軍の武装解除の上に加えられたことに基因する。それに永い戦時中の技術交流の中止、科学学問交流の中絶なども、これに加えるかと考えるが、わが国の代表的企業が、軒並みにその株価が額面を割り、増資不能の状態にあった所を、無額面株制度で乗切り、かねて重役会中心になっていた会社運営を法律的にも取締役会中心にしようという意図は、わが産業界の希望であったが、別に占領軍が財閥解体などによって、証券民主化政策を押し進めていたのに、それが成功しないのは、アメリカ法に比し、その株主の地位が弱いからと判断して、いわば抱き合せ改正となっただけである。この詳細な批判は拙稿、前掲、私法一一号一二〇頁以下及び拙著「新商法概説」九〇頁以下及び「演習株式会社法」(増訂版)三四頁以下参照。

(4) 英国の経済的イゴイズムの反映でもあるが、それほど米國との経済関係が密接であることを示す証左とも言えよう。

(5) わが国の独法系と英米法系の交流とその運用の動向変遷については、拙著「新法学読本」四三三頁以下に、私見を展開したのでそれに譲る。

(6) この昭和二五年のアメリカ法継受を、わが国の会社運営の实情に照し、如何に評価すべきかについては、大方の商法学者の賛成論に対し、多少異なる見解をとるものであるが、これについても、拙著演習株式会社法三〇頁以下、拙稿「株主の誠実義務」(竹田古稀記念論文集所収)、同上「株式会社利益群の範囲とその対策」(私法一一号一一九頁以下)などに譲る。

(7) わが国は、敗戦そしてそれに続く被占領により、既存の財閥解体と独占体分断の政策は、戦犯処罰的意味を含めて、米國がソ連、仏、英の共調の下に行なったものであったが、かくして独占なき資本主義経済段階に若返らせたところで、釘付けにして、独占の横暴から一般国民を守ることを表面上の理由として、独禁法の制定となつたのであるが、同法の付属立法として、事業者団体法(二三年法一九一号)が付せられ、また独禁法に事業能力の較差の禁止(改正前独禁法八条)、國際協

定の全面的制限などが存したところなどに、この占領政策として独禁法を押しつけた真の意図が、日本の将来に亘る国際経済競争力の剥奪と制肘にあったことを伺い得る。なお、この間の事情についての私見は、拙著「改訂経済法」二二三頁以下、拙稿「日本経済法史」（社会法総説下巻所収）四九七頁以下などに譲る。

（8）我妻栄先生その他の日本学者が、同国の商人通則、公司法などの諸法の立案参加された。

（9）満洲国の経済関係立法を、日本化したことの功罪は多面的であるが、国連から経済封鎖という制裁を受けたわが国としては、やむを得ない面もあったかと考える。なお、同国の経済関係法については、拙著「満洲国策会社法論」一七九頁以下参照。

（ロ）二国間条約による調整

条約は、従前は二国間で締結されるものであり、今日見るようないわゆる多辺条約が創られるようになったのは、漸く第一次大戦後の国際社会という新社会が觀念される時期での現象と言えよう。そして、その二国間条約は、軍事同盟のような非経済的目的の条約も存するが、何んと言っても、一般的・多数の条約は、いわゆる「通商航海条約」と称される類型であると言えよう。

この種の条約は、わが国について見るならば、先づ嘉永七年のアメリカとの日米和親条約に初まるイギリス、ロシア、フランス、オランダなどの諸国との同種条約の締結に端を発するが、当時は国内に尊皇攘夷論が活発であり、幕府自体も永い鎖国政策の後であるため、この種の条約はいかなる内容のものが、国際的に一般のものかの理解もなく、且つ軍艦の脅威の下に調印されたものであったことなどから、著しい不平等条約であった。

明治二一年のメキシコとの通商条約により漸く不平等条約の解消を見るに至ったが、イギリスの反対により容易に全面的改訂とならず、遂に明治三二年に漸く平等条約をもつことになった。すなわち一般の通商航海条約が内包する互惠平等、そして最恵国約款を含むものとなり、爾後極めて多くの諸国とこの種の条約を結び、通商と航海運送の

活動を活発化してきたのであるが、わが国は、その工業原材料の殆んどを外国にその供給依存するものであるため、国際貿易収支は赤字を重ねることが通例であり、かつ後進工業国のイメージからなかなか脱却できず、ために敢然と自由貿易論の立場に立つことができず、常に保護貿易的立場をとり、更に為替管理を続け、外資の導入に対しては常に警戒的態度を持ってきた。やがて満洲事変発生、国際連盟による経済封鎖の制裁、日支事変発生、今次大戦へと変化した間の条約関係については、殆んど言及の価値がないから省略する。

その後、初めての敗戦、しかも無条件降伏という事態の中で、しかも占領行政下では、わが国の独自の経済的条約活動が完封されていたが、昭和二七年の平和条約の締結により漸く、経済国際社会への復帰となったが、同年に国際通貨基金（IMF）（二七年条約一三三号）と世界銀行すなわち国際復興開発銀行（IBRO）（二七年法一九一號）に参加し、次いで第二世界銀行すなわち国際金融公社（IMC）にも参加して、国際経済社会での地歩をかため、さらに三五年に海外経済協力基金（同年法一七三號）を設けて低開発国への援助の国内機構を設け、三九年には従来歐洲諸国と米国のみで運用していた経済協力開発機構（OECD）に参加することにより、いわゆる先進国の仲間入りを遂げたと見えよう。そして四一年には、初めてわが国が主唱国となってアジア開発銀行（四一年条約四號）の創設を行なうまでになり、その後の著しい経済成長は、資本主義国家群の中で、GNP第二位の実力を示すまでになった。

こうした急速な経済成長にも拘らず、わが国の産業界は、保護貿易、外資進入の脅威からの資本の自由化反対を打出し容易に譲らぬ態度を維持したため、ガットの条約機構、国際通貨基金などの国際機構や、米国などの強い要望に屈し、貿易の自由化を段階的に進め、他方資本の自由化も、しぶしぶ進めて来た。反面わが国の企業の海外進出は活発であり、とりわけ最近の貿易の出超は著しく、アメリカその他の諸国からの誹難圧迫を受ける立場にまで至っている。今や国際経済界での、にくまれ児と化した様相さえあるが、わが国の経済外交の拙劣さも一因を為しているよう

にも見えることは、残念としなければならぬ。

そしてこの間、わが国は、国際社会での独立性を回復し、一九五三年にアメリカとの間に友好通商航海条約を締結でき（昭和二八年条約二七号）、その後英国、仏国など平和条約の締結国との間に順次締結され、さらに平和条約に参加しなかったソ連とは、三三年に通商条約を結んでおり、別に三一年から日ソ漁業条約を結んできたのである。⁽¹⁾

特にアジア諸国との間の通商航海条約としては、一九五八年にインドと、一九六〇年にマラヤ連邦と、一九六一年にパキスタンと、一九六三年にインドネシアと、同じく締結し、現在は世界の大部分の国々と殆んど通商航海条約を持つに至っている。⁽²⁾

さらに、経済関係にとって、重要な二国間条約の一種として、近時とくに重要化してきたものに、租税条約が存することを指摘しなければならぬ。すなわち二重課税の回避と、脱税の防止、さらに締結国同志での課税の不公平、不均等などを調整するものである。⁽³⁾

さらに国際航空の普及に伴い、二国間航空協定を締結して、民間定期航空路を開設し合っている国も三〇カ国以上に及んでいる。⁽⁴⁾

（ハ）多辺条約への参加

また多辺条約の成立も、近時極めて活発であり、それらの多辺条約に、わが国が極めて広く加盟しているか、加盟を考慮中である。例えば国連憲章への加盟の外、その傘下の機構の基礎となっている条約・協定への加盟として、国際労働機関憲章（昭和二七年条約一号）、関税及び貿易に関する一般協定（昭和三〇年条約一三号）、国際通貨基金協定（昭和二七年条約一三号）、経済協力開発機構条約（同三九年条約七号）、国際復興開発銀行協定（同二七年条約四号）、「国際金融公社協定」（三一年条約一七号）などに加盟参加した。⁽⁵⁾

また国際航空関係の多辺条約の成立も活発であった。すなわち一九四四年の「国際民間航空条約」(シカゴ条約)一九四八年の「航空機の権利の国際的承認に関する条約」(ジュネーブ条約)、一九五二年の「外国航空機による地上第三者損害に対する民事責任についてのローマ条約」、さらに「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(昭和二八年条約一七号)、「一九二九年一月二二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書」(昭和四二年条約一一号)、「航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約」(昭和四五年条約五号)などがあり、⁽⁶⁾漁業と航海についての多辺条約として、先ず「公海に関する条約」(昭和四三年条約一〇号)、「領海及び接続水域に関する条約」(昭和四三年条約一一号)などにも加盟批准している。⁽⁷⁾さらに国際訴訟並びに投資紛争などについての条約・協定としても、「民事訴訟手続に関する条約」(昭和四五年条約六号)、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(昭和四五年条約七号)、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(昭和三六年条約一〇号)、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(昭和四二年条約一〇号)などがある。そしてこれらには、凡てわが国が加盟批准している。⁽⁸⁾

- (1) ただ、最も距離的に近い中華民国人民共和国、北朝鮮人民共和国との間には、未だ成立していない。
- (2) 特に韓国との間の関係には、特異なものがある。すなわち、韓国の国民は、戦前の我国の統治時代に極めて多く我国に來住し、とりわけ戦時中はその労働力不足を補うため徴用のようにして、來航していただけに、その人々を、無理に帰国させることはできず、加えて北朝鮮人民共和国と二分されただけに、国際的にも極めて困難な問題を生じた。そこで「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(昭和四〇年条約二五号)、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定」(同年条約二八号)を結び、別に季承晩政權の大陸棚主張に初まる漁業問題について、「日本国と大韓民

国との間の漁業に関する協定」（昭和四〇年条約二六号）を設けている。

(3) すなわち、この租税条約と称されるものは、アメリカ、イギリスなどの外、東南アジア諸国と結んでいる。

(4) この国際航空の定期航路の開設については、その各々の国と航空協定を結んで行なうが、原則として相互乗入を約し、その通関その他の事務取扱などについて規定している。なお、この種の条約の検討については、高田莊一著「増訂空法概論」一五頁以下参照。

(5) これらの諸条約については、拙著「増訂経済法」一七一頁以下、及び「日本経済法上巻」二五頁以下及び一三七頁以下参照。

(6) とりわけ、機内犯罪についての条約は、東京での会議で成立し、東京条約と称されるものである。

(7) 各国の漁業権益の保護から、新しく領海の範囲を統一的に定める会議がもたれながら、未だ条約にならない。さらに海上汚濁の問題の国際処理が議題となりつつある。

(8) 特に投資紛争の条約は、極めて重要な内容をもつが、同条約の詳細については、池田文雄著「投資紛争解決法の研究」（アジア研究所発行）四七頁以下参照。

三、経済産業関係の統一条約の現状と日本

先ず統一条約と呼称されるものの中に、ソ連などの共産圏諸国も加わる全世界的統一条約と、いわゆる西側諸国のみの統一条約とがある。経済活動に伴う技術的安全性につながる条約は、前者の形態のものも存するが、一般的な経済活動に関するものは、自然に後者の意味での統一条約に止まることが常例となる。

(イ) 戦前からの統一条約と日本

海上運送の分野では、古くからいくつかの有力海運国を中心として国際慣習法が形成され、それがやがてヨーク・

アントワープ・ルールとなったことは著名である。⁽¹⁾ さらに、この海運界については、早くも一九一〇年（大正三年）に船舶衝突条約、海難救助条約を批准し、それに応じてわが国内法の整備を行ったが、この両条約は船舶安全、人命尊重を主とする技術法的性格のものであるだけに、その加盟に諸国の利害が対立する性質のものでないので容易であった。⁽²⁾ さらに国際再保険その他の必要性から同じく多分に技術的性格をもつ「国際満載吃水線条約」（昭和一〇年条約六号）についても、それほどのトラブルもなく多くの国の加盟が行われた。⁽³⁾ しかし各国の業界の実情から、先進・後進の差が著しかったり、その国際的地位の強弱などから複雑な利害対立をはらむ種類のものについては、統一条約の成立に漕ぎつけるまでには、極めて長い年月と困難があることは当然である。その著例の一つは、船舶所有者の責任制限の条約であったといえよう。しかし各国の自国商船隊保護の競争に停止線を引かなくては、国際的船舶運行自体の健全性を害する事態が現われる段階にまでなつて、漸く成立を見たのが、一九二四年の「船舶所有者責任制限条約」と「船荷証券条約」であったと言えよう。⁽⁴⁾ これに対して経済性が強いが、他面技術性も少なくない一九二六年の「海上先取特権及び海上抵当条約」は、それほどのことなく成立した条約と言えよう。⁽⁵⁾ しかし、この三条約には、わが国は直ちに参加せず、その中に支那事変、今次大戦となつたから、結局終戦後になつて初めて加盟したことは後述の通りである。

しかし、わが国も、その実情を遠く離れて、極めて早く加盟した条約の一群があることを指摘しなくてはならぬ。それは国際規格に関連する諸条約であったと言えよう。⁽⁶⁾ 先ず明治一九年（一八八六年）に、わが国はメートル条約に加盟したことは、驚くべき態度であった。⁽⁷⁾ その後、年月は多少離れるが、大正一五年（一九二六年）条約四号「鉄道の国際制度に関する条約」に加盟して、車両の建造維持の技術的統一（同条約一〇条）を行い、昭和一〇年（一九三五年）条約六号の「国際満載吃水線条約」による満載吃水線の国際規格を採用することになつたことなどが、この事例であ

る。

また人類における通信の重大性から、一八〇〇年の万国郵便条約（ベルン条約）に加盟があり、さらに、特許権などの国際的相互尊重を定めた一八八二年（一九二五年改正）の「パリ万国工業所有権保護同盟条約」が成立していたことも特記すべきものの一つであろう。

またその当初から性格上、国際性を保有する航空運送に関する法形成は、統一的性格を生まれながらにして帶有しているが、航空安全につき、さらに航空機の権利の相互承認に関する条約などはこの事例といたるべく、また国家間の条約の形式をとらず、民間機構としてのIATAの統一約款も注目すべきであろう。しかし、一九二九年（ワルソー条約）と一九三三年（ローマ条約）は「航空私法上の特殊問題に関する法規の統一条約」を成立させていた。⁽⁸⁾

さらに、第一次大戦後に結成された国際連盟は、ソ連はもちろんアメリカが加盟しないという結果となったものにはあるが、空前の世界平和維持機構として幾多の業績を示したが、就中、一九三〇年の手形法統一条約、翌一九三一年の小切手法統一条約は、国際貿易の決済の手段として、国際間に流通するものであるだけに、その形式、効力などにつき、各国において異なるものがあつては、取引の円滑処理に欠けることになるため、この統一を国際連盟の指導下に実現したものである。わが国は、この両条約に二三の留保条件を付けたが、常任理事国の一つとして率先加盟批准し、それに応じて国内法を制定したが、同じく常任理事国の一つであった英国が、アメリカの加盟しない同条約では、却って不便として加盟せず、結局独伊など大陸諸国と日本などの統一条約となったため、英米系を統一吸収できなく、却って我国の貿易実情からは、不便をしのぐための条約加盟という結果になったものであつた。⁽⁹⁾

これらの多辺条約または統一条約には、わが国が戦前から加盟し、その統一条約をそのまま国内法として公布し、その内容を別個の単独国内法として制定実施するものも少なくなかつた。ところが、この前者に属するものは、今次

大戦中に自然停止、脱退などの効果を生じていたものが大部分なので、それらの条約機構への復帰が当然要望される
ところであり、昭和二七年の「日本国との平和条約」の第一二条及び第一三条で早急な復帰手続をとることが定め
られた。これに対して後者の方法を採用していたものは、国内法としてその後の改正を行ったものは別として、当然その
効力を維持し、それが戦中と戦後の現在まで日本法の内包を構成し続けていることは言うまでもない。

また既述の統一条約としては、戦前に成立していた統一条約に、戦後になって、わが国の特殊事情などを主張する
立場も認められず、またはただ手続上のみの理由でおくれているものに、急遽加盟批准をとったものも少なくない。
例えば一九二四年の「船舶所有者責任制限条約」は、一九五七年（昭和三二年）に批准をし、それを国内法にとり入
れて「国際海上物品運送法」（法一七二号）を制定したのは、前者の事例であり、船舶先取特権と抵当権条約の批准
などは、後者の事例と言えよう。

(1) この国際海商法上、極めて重要な役割をしてきた、ヨーク・アントワープ・ルールとは、世界の海運の慣習法として、広
く承認されたものである。この詳細は小町操三博士の「海商法講義上巻二〇頁以下。

(2) これらの条約に應ずる国内立法は、昭和八年の「船舶安全法」（法一一号）二八年の「海上衝突予防法」（法一五一号）
である。

(3) このほか、船舶及び海上運送品の保険につき、船舶の等級を国際的共通基準で定める必要があり、古くからの英国のロイ
ズの船級、それにランクする各国の船級協会の船級判定が行なわれ、その国際的承認を得ることになっている。

(4) この二条約は、各々の利害の調整が極めて困難であり、その上に条約が成立しても、各国各々異なる事情により、その批
准がおくれるものが少なくなく、わが国も漸く昭和三二年に批准するに至ったものである。

(5) この二条約については、その性質上多くの困難がなく、各国ともに、それに應ずる国内法を創るものが多かった。わが国
についても同様である。

(6) 製品の規格の設定は、そのメーカーは勿論、消費者にとっても利益になるところから、国内規格の設定が活発であるが、

その国際規格化への努力も著しい、詳細は拙稿「品質規格」（経営法学全集三五卷所収）一八六頁以下参照。

(7) このメートル法条約への加盟が早かったのであるが、その国内立法化を行ないながら、その施行を延期をし、それを更に延ばすなどのことが行われ、漸く昭和二六年に「計量法」（法二〇七号）初めて略全面実施となった。

(8) この航空関係の諸条約と、わが国内法の関係については、高田桂一著「増訂空法概論」一八頁以下参照。

(9) この手形法と小切手法の統一条約には、わが国は率先調印批准し、同時に国内法として手形法と小切手法を、商法典からはずし、各単行法として制定したが、いくつかの点で、留保条件をつけたものであった。例えば恩恵日制度の不採用、小切手の支払保証制度の追加などがこれである。

(ロ) 戦後の活発な統一条約と日本

今次大戦後の国際社会は、一九四五年の国際連合憲章によって誕生した国際連合を中核として動いている。わが国は、敗戦国であったために、それに加盟が認められたのは、一九五六年（昭和三十一年）であるが、この国連正式加盟の以前から同機構の下部機構などへの参加が認められたものであった。すなわち一九五一年（昭和二六年）に世界保健機関（WHO）とユネスコに、翌一九五二年（昭和二十七年）に国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRO）に参加していた。

しかし、上記の国連への正式加盟以後においては、既にわが国の戦後の経済回復が著しい実績を示し始めていたこともあって、国際社会で、そして国際会議において徐々に有力メンバーとしての地位を認められるに至っていたので、わが国の経済特殊事情、その権益の擁護に積極的行動をとれることとなり、国際経済機構への有力メンバーとしての参加招請が行なわれ、とくに、昭和三五年の「経済協力開発機構」（OECD）の参加は重大であり、さらに四一年には、わが国の提唱でアジア開発銀行の創設を行ない、ついに昭和四五年（一九六九年）には、航空機上の犯罪に関する東京条約の成立を見るに至った如く、わが国が会議開催地となり、その統一条約に東京条約と称されるもの

を持つに至った。

すなわち、戦後の成立にかかる著しいものを掲記すれば、先ず一九四四年の「国際民間航空条約」(シカゴ条約)一九四八年の「航空権の権利の国際的承認に関する条約」(ジュネーブ条約)、一九五二年の「外国航空機による地上第三者損害に対する民事責任についてのローマ条約」、などの航空関係の統一条約の形成が活発であり、さらに国際貿易並びに資金規制の国際機構の創設が活発であり、これは統一法という事態を招来しないが、間接的に国内法に影響を与えることが多い。⁽¹⁾

また、国際商品の規格についての国際統一の動向も活発である。例えば一九六二年の「国際小麦協定」(昭和三九年条約四号)、一九五八年の「国際砂糖協定」(昭和三四年条約一三号)、昭和三七年条約四号「第二次国際すす協定」のほか、三二年の条約一四号「国際原子力機関憲章」による特殊核分裂性物資、原料物資などの規格協定などがこれである。⁽²⁾

(1) 航空法関係の統一条約は、その後、東京条約まで活発であるが、詳細は、高田桂一著「増訂空法概論」一五頁以下に詳細である。

(2) すなわち小麦協定では小麦規格、砂糖協定では粗糖規格(同条約二条三項)、すす協定では、すす規格の統一である。なお詳細は拙稿「品質規格」(経営法学全集一三卷「生産」所収)一六九頁以下参照。

四、条約による功罪とその背景

一般に条約特に国際統一条約は、その関係諸国の経済産業立法の発展促進に役立つものと理解されているが、具体

的に吟味するときは必ずしもそうではなく、反対に国内立法の水準を後退停止させることもあり、その立法の制定自体を妨げる場合も少くない。況んや二国間条約の場合には、相互にその締約国の経済産業を制限制肘する場合がむしろ多いときえ見えるのである。これらを具体的に主な統一条約、二国間条約につき吟味することとするが、そうした異なる現象を招来する原因は、もとより種々雑多であり、それが単独に、あるいは複合的に作用するものである。その主なる視点としてとらえ得る第一の点は、その条約がその国のその分野での経済産業水準の上での統一か、その劣位での統一かであろうし、⁽¹⁾ 第二には、その国の当該条約に対する政治的立場の相異にも著しく左右されよう。⁽²⁾ 第三に、その政府がその関係産業界に対して保有する指導力、または統制力の強弱にもよるであろう。そしてこの最後の視点での検討には、単にその国家の経済界一般に対する基本姿勢の外に、その業界の国民経済に占める地位、業者団体の組織力、その業者数の多寡など、極めて多くのファクターの作用、相互作用を吟味する要があるろう。

以下、わが国が締結した条約、加盟した統一条約または国際協定と、その国内法への影響の吟味を、先づ時代別に行ない、さらに条約・協定の内容・分野別にいかに異なる反応を見せたか、そして条約の形式の相異によって反応が異なるか、最後に国内法の立法形式の相異にいかん反応したかなどに、分けて行ないたい。

(1) 一般に経済産業立法は、その実情を三、四歩前方に引上げる立法は適当であるが、その実情と余りにも距たる立法であるときは、経済界の混乱または反抗のみを招来し、その結果は脱法行為を歩むか、死文化の途を辿るかのいずれであって好ましくない。

(2) わが新憲法九八条二項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」との明文をおいて居ることは、敗戦による占領軍指導下の憲法制定であったためではあるが、わが国の国際社会復帰後の基本的態度を示したものと言えよう。また、わが国の航空法一条が、「国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標望、方式及び手続に準拠して」航空の安全、事業秩序その業の発展を期するものであることを明定しているこ

とも、航空法の特性を示すものであるが、国際条約への積極的協力の姿勢を示したものと言えよう。

二国間条約、統一条約が、わが国のいかなる状態にあった時期に締結、または加盟したかによって、前述の国内立法への作用が著しく異なる。とくに、わが国は明治期の大半の時期では、国家が先途に立って経済産業界を指導助成して来た時代であり、その後とりわけ日露戦争で勝利をおさめた頃からは、資本主義の自力的発展期であり、それは同時に資本主義の弊害を醸成し初めた時期でもあったと言えよう。その間、何回かの恐慌を迎え、やがて大正三年からの第一次大戦に際し、不当な経済拡大を遂げたが、昭和二年の金融恐慌、四年からの大恐慌、それを満洲事変で乗り切ったと考えたときに、国際連盟による経済封鎖、そこで窮鼠猫を噛む大東亜圏構想、支那事変、第二次世界大戦、そしてその結果は無惨な無条件降伏による敗戦を迎えたが、幸か不幸か、三八度線をはさんで発生した朝鮮戦争を契機に、経済回復が主として米国の援助で促進され、その後の経済発展は世界各国を驚かすものとなり、国民総生産は、米国に次いで自由国家群中で二位を占めるに至った。その経済大国化に応じ、国際社会でも重要な役割を果たすに至ったが、余りにも急激な発展は国内に多くのひずみを生み、公害を産み、輸出の急激な伸びは、世界各国をおびやかす、世界のにくまれ児と化し、去る六月五日からのストックホルムでの人間環境国際会議では、世界各国から、吊し上げを喰うまでになった事実の中で、わが国の対外経済外交は、条約・協定、国際会議の中で、そしてそれが国内経済法制の動きに、極めて敏感に反応したことは当然である。

(イ) 国内法への制定促進に役立った条約

この意味で、第一にあげべき条約は、安政元年（一八五四年）の日米間に締結を見たいわゆる下田条約であり、それに引き続いて、イギリス、フランス、ロシア、オランダなどの諸国と締結したいわゆる安政条約と称されるもの

であろう。⁽¹⁾ これら一連の条約は、いわゆる不平等条約で、わが国に滞在する外国人には治外法権を認めながら、わが国民がそれらの外国にあるときは、それが認められぬというものであった。そしてそれ以上に経済的に決定的意義を持ったものは、これらの条約では、わが国の関税自主権が奪われていたことであろう。⁽²⁾ これは条約は黒船の強迫下に締結したという事情もあるが、わが国の側に、この種条約の内容につき基本的理解を欠いていた点にも因ると考えられよう。しかし間もなく、かかる不平等条約の不都合を知った明治政府は、この改訂に交渉を重ねたが、彼等は当時のわが国に、彼等の理解し、首肯できる近代的・合理的な法制がない事実⁽³⁾に因るものであることを主張して譲らぬところから、わが明治政府は急遽、西洋式立法を企図し、外国人顧問を招聘して、民・商法などの法典編纂に当らせた。事實は、今更ら詳論を要しない。⁽³⁾

(1) 江戸幕府が一八五八年（安政五年）にアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスの五カ国と締結した修好通商条約を、一般に安政条約、または五ヶ国通商条約というが、勅許を得ないで調印したところから、安政の仮条約とも呼ばれる。

幕府はアメリカ総領事ハリスの提出した草案をもとに、下田奉行井上清直、目付岩瀬忠震を交渉に当らせ、日米修好通商条約一四カ条と附属の貿易章程七則に調印し、つづいて、ほぼ同内容のものを、蘭、露、英、仏と結び、一八五九年から実施した。

その内容は、外交代表、領事の駐在、下田箱館、神奈川、長崎、新潟、兵庫の開港、江戸と大阪の開市、自由貿易の原則、領事裁判権などを内容としたものであった。しかし領事裁判権、最惠国約款、そして協定関税（貿易章程で関税率は最低五%、最高三五%、平均二〇%の従価率）など、日本側に一方的に不利益なものであったところから、いわゆる不平等条約と呼ばれたわけである。

これらの諸条約の勅許が慶応一年一〇月五日に行なわれ、次いで翌一年六月二二日に白と、同年七月一六日に伊と、一二月七日にデンマークとの修好通商条約が調印され、更に同三年一月二八日には、ロシアと新条約を結び、明治元年九月二七日にスウェーデン、ノルウェーと同年九月二八日にスペイン、二年一月一〇日に北ドイツ連邦と、同年九月一四日にオース

トリア、ハンガリーと、四年七月四日にハワイ国と、修好通商条約を締結調印した。特に明治二年には隣国の韓国との修好交渉が失敗したが、四年七月二十九日には、日清修好条約、通商章程、海関税則などを調印し、翌五年二月には上海に領事館、同年九月には福州、香港に領事館を設置するに至った。そして清国の領事館は神戸、長崎に設置されたのは、明治十一年六月であった。

(2) すなわち、治外法権の問題は、わが国の立法のおくれから致し方ないとしても、漸く政府の勸奨援助によって創設された各種工場が、外国製品によって圧迫され、その發展の芽を枯される事態は、一刻を争うところから、先ず明治十一年七月二十五日に、米國との間の関税改訂条約に調印し、同一三年四月八日に批准に漕ぎつけたのであるが、イギリスの反対によって無効となった。しかし、その後も人を変え。交渉相手を変えながら、この不平等条約の改定を、諸國と交渉し、後述註3に示す如く、二十一年一月に、メキシコとの通商条約で初めて対等条約を持つことになったのである。

(3) わが国の基本法の制定の努力は、早くは明治三年八月に、政府に制度局を設けて民法取調を開始したことに初まる。そして六年五月に民法假法則(八八箇条)の制定があり、一〇年一月二十五日には、太政官に刑法草案審査局が設置され、二年にはポアソナードの民法草案の作成、一三年五月二十九日には元老院に民法編纂局設置。同年七月一七日に刑法、治罪法公布、一四年四月に太政官府では、ロエスレルに商法草案起草を依頼し、一七年一月二十九日脱稿一五年四月二三日太政官に商法編纂局設置、更に二〇年四月二二日に改めて内閣法律顧問ロエスレル、モッセ、などの外国人参加の下に、民法、商法、訴訟法の取調を開始、二三年四月二二日、民法中財産編、財産取得編(第二章まで)、債権担保編、証拠編公布(二六年一月一日施行とされたが、結局施行されなかった)。民事訴訟法公布、二四年四月一日施行。次いで同年四月二六日商法公布(二四年一月一日施行とされたが、これもその後二五年一二月に延期、更に延期となった)。同年七月一三日刑法改正案審議開始、同年一〇月六日、民法中財産取得編(第十三章以下)と人事編公布(二六年一月一日施行と予定されていたが、結局施行を見なかった)。二四年一〇月七日刑事訴訟法公布。この間に、法典論争発生し、民法系民法に対する英法系及び独法系学者の反対成功し、旧民法無施行のまま新民法の制定を急ぐ。そして二五年一月二二日民法、商法施行延期法律公布、二六年三月二五日、法典調査会規則公布、二六年七月一日商法中一部(旧会社編)施行、二九年四月二七日、民法第一、第二、第三編公布(三一年七月一六日施行)、三一年六月二二日、民法第四、第五編公布(七月一六日施行)、三二年三月九日商法公布(六月一六日施行)という経過を辿った。

こうして、わが国の基本立法の整備を急ぐ反面、不平等条約の改訂の交渉も、根気良く続けられた。すなわち、明治二一年に、寺島宗則が、日米条約中の関税改定約書の調印までこぎつけ乍ら、いわゆる最惠国約款により英の反対で失敗した。しかし翌二二年三月七日には参議大隈重信に条約改正事務の審査を命じ、同年九月一〇日に井上馨が外務卿に就任して、これに努力し、一三年七月五日には各国公使に改正案を提示して会議開催を申入れたが、一四年七月二三日に英から早速改正案を拒否してきた。それでもひるまず、一五年一月から七月にかけて、条約改正予備列国会議を二一回に亘って開き、一八年四月二五日に、新条約案を各国公使に提示、一九年五月一日に各国公使との条約改正会議の第一回目を開催し、一方専心その衝に当るために同年八月六日に井上外相を委員長とする法律取調所を設置した。しかし二〇年七月一八日の第二七回条約改正会議をもって一旦中止のやむなきに至り、他面その失敗の政府責任の聲が高くなり、井上外相は辞任、伊藤博文首相が外相を兼任したが、二二年二月一日に大隈重信が外相に就任し、同年一月三〇日にメキシコとの通商条約の調印にこぎつけ、初めて対等条約を持つことになった。それと共に大隈外相の新条約案を各国公使に手交し、二二年二月二〇日に日米新条約の調印となり、次いで同年六月一日に日独新条約の調印、八月八日日露新条約調印となったが、これらもお全面対等でなかったところから、大隈外相を洋社の来島恒喜が要撃するところとなり、一屯座、改めて全面的対等の条約改正を企図し交渉し直すことになり、山県内閣となり、二三年七月一五日にイギリスの新条約案を受領したが、その内容に不満が爆発し、青木外相が辞任、榎本武揚外相が就任、対英交渉を打ち切り、内閣に改めて条約改正調査委員会を設け、伊藤、後藤、榎本、副島、黒田、寺島、井上（毅）を委員に任命した。ところが、二五年八月に第二次伊藤内閣が成立し、外相に陸奥宗光がなり、青木駐独公使に日英条約改正談判全権委員を命じ、漸く二七年七月一六日に日英改正通商航海条約に調印（八月二四日批准、二七日公布）、同年一月二二日に日米改正通商航海条約が調印され（一八年三月二五日公布）、次々に各国と新条約を締結して、三二年七月一七日、改正条約実施により、外国人の内地雑居を許可すると共に、懸案の治外法権と税権の回復を遂げたわけである。

第二に、不正競争防止の法制に関する国際会議と国内法との関係は、極めて興味多い事例と言えよう。わが国の不正競争防止法は、昭和九年の制定にかかるといえるものであるが、同法はその制定当時は、主として国内の不正競争がその弊

を黙過し得ないために制定されたというよりは、國際的に原産地詐称の商品が多く、特にわが国が往々にしてその被害を受ける立場にあったところから、その防止の國際會議で、その禁止制限を諸国に強く呼びかけるためには、わが国内法としても、これを現に禁止規制している事実を示す必要があったからである。しかし、その國際會議の結果は、その主張がわが国にはね返り、国内法としての不正競争法に改正を加えて、國際的原産地詐称の禁止条項その他を加えざるを得ない破目になったものである。⁽¹⁾

これと稍や異った性格の動きを示しながら、結果として、國際統一条約の成立を促し、しかもその統一条約の會議に参加しながら、その内容の厳しさの故に、国内法の改正追隨を困難にしたものに、船舶所有者の責任制限の条約と、船荷証券統一条約がある。すなわち、この兩条約は、そもそも各国の国内法が、その国の商船隊を有利にするために、補助政策を色々とったが、やがて補助金の交付に依らずして保護する道として、その免責約款を広く許容するに至ったところから、その停戦協定としての意味で成立したものであるが、その停戦ラインが、その国の海運の國際海運界において占める地位によって異なるところから、ある国においてはこの条約によって国内法の制定改善を促進したが、他の国では反対の現象を招来したのである。⁽²⁾

しかし、こうした經濟的利害の対立する種類のものでなく、各国内法の著しい相異が、國際決済、資金流通などの円滑な運行を妨げるものがあるために成立した統一手形法、統一小切手法の条約の如きものは、その条約成立がストリートに、国内法を促進する結果を招来する。⁽³⁾この種類に似るものは、船舶衝突、航空機の衝突、國際規格關係の条約と、それに応ずる国内法との間に見られるところである。

これに対して条約加盟が殆んど無条件に、国内法の整備改正を促した事例として、明治一〇年六月一日にわが国が加盟した万国連合郵政条約をあげ得る。わが国の郵便制度は、明治四年に前島密氏の先見により確立していたと言

え、諸外国に比してまだ著しい後れを見せていたが、これを国際水準に上げ、世界の郵政の一翼を担うにふさわしい制度への定立に、この条約への早期加盟が作用した役割が大きかった。そしてそれは今次戦争中は、交戦国との間の業務が停止されていたが、昭和三四年の新条約すなわち「万国郵便条約」（昭和三四年条約三号）に⁴応じて、外国郵便規則（昭和三四年郵政省令三号）その他の国内法を整備している。

（1）不正競争防止法の立法沿革についての詳細は、有馬著「不正競争防止法」参照。

（2）この船荷証券統一法と、船舶所有者責任制限条約とわが国の対処の仕方に対する詳細は、拙稿「海法における国家性と国際性」（法政研究二〇巻二一四合併号）参照。

（3）既述（三）の注九参照。

（4）その他、国際規格設定のため一九〇一年の「規格統一協会」、次いで一九二六年の「国際規格統一協会」（ISA）そして、更にそれに代った一九四六年の「国際標準化機構」（ISO）と、わが国の積極的参加の事例や、「国際航空運送協会」（IATA）などの民間機関による国際統一化の努力も附記されるべく、これらの諸機関に対する国内機関又は業者加盟も進んで行われ、協力している。

（ロ）国内法の停滯を招来した条約・協定

一般に法は、その社会の実情から著しく離れた理想を追うことはいけな¹いとされるが、それはとりわけ経済産業関係の立法について留意されなければならぬ。その意味で統一条約に加盟参加する場合に、その統一条約の内容が、その国の産業実情と著しく距たるものであるときは、前項に述べた場合と反対に、国内立法を停滯させる結果となることが屢々である。そうした著例と見得るものを以下に具体的に吟味したい。先ず明治一九年に、わが国は早くもメートル条約に¹応じて、一般的度量衡としてメートル法を採用したが、永く従来の尺貫法を併用することをつづけたこと

は、今更ら詳論を要しないところで、この種の法改正が極めて慎重を要することを教示した著例として数え得るであろう。

次に掲げるべきものとして、極めて永い期間と多くの努力を費して成立した船舶所有者の責任制限条約をあげ得よう。各国の国内法の船舶所有者の責任軽減の法に、停戦を号令する意味で統一条約を創ったのであるが、その会議参加国の多くは同条約に依じて国内法を整備改善したようであるが、かくともわが国については、反対に国内法の立法停滞を招来していることが著しい。そしてこのことは、単に船舶所有者の責任制限条約のみではなく、その他の多くの海上運送関係の条約についても言えるところである。すなわち万国海法会その他の機関が原案を用意し、既に統一条約として成立しているものは、約十六に及ぶにも拘らず、わが国が批准したものは僅かに三つに過ぎないという実情がこれを示して余りがある。

もつとも著しいのは、航空機による地上第三者の損害に対する無過失責任制限を定めた一九五二年のローマ条約であろう。この条約にはわが国も加盟しているが、それに応ずる国内法の整備は一向に動く形跡がない。ためにわが国の領土内において、同条約に加盟している国の航空機による損害が発生したときは、地上の被害者は同条約によって、被害だけを証明すれば、加害者の故意・過失の証明又は説明を要しないで救済を受けれるのに、日航や国内航空など日本国籍の航空機によって発生した同種の事故のときは、民法の不法行為法の保護しかなく、しかもその場合の過失証明は、被害者の側からは、殆んど不可能に近いという不均衡を免れない。これは、わが国では無過失責任制度の採用には、関係実業界は勿論、立法技術当局でさえも、陰然たる抵抗があるためである。ただ国家援助によって支えられてきた炭鉱業者によって惹起された鉱害補償については、既に無過失責任制度があり、極めて深刻な社会問題・政治問題化した公害問題につき、産業界の頑強な抵抗にかかわらず、曲りなりにも無過失責任制が立てられること

になったことに鑑みるならば、この問題についても近く曙光が見え出されるかも知れない。

これに対して航空機の乗客に対する損害賠償額の最高限度を定めるワルソー条約につき、一九六五年一月一五日に、アメリカが破棄通告をし、一人一〇万ドルを承認させようとしたのは、アメリカの国内判例の動向によるもので、多くの諸国は反対であったが、漸く米国発着の航空機につき、七万五千ドルとして落着した。しかしその後一九七一年のグアテマラ協定で十万ドルとなったがまだ未批准である。

上記の統一条約と、その国内法との関係と全く異なる理由で、同じく国内法の制定を放置させているものにIAT Aがある。すなわち民間航空についての、この国際機関で同協会に加入している航空会社によって行われる国際運送及び国内運送を通じて適用される普通約款を早く採択決定したために、それに加入している国際民間航空企業は、その運送約款を共通に採用したのは勿論、国際航空に従事しない航空企業者も、殆んどそれに倣うこととしているために、改めて国内法の整備を必要としないことから、産業界、利用者一般などからの要望もありませんまま、業界自治法に任され、ために国内立法の定立の努力がない実情がこれである。

（ハ）制定強制に対する反撓としての国内立法の停滞

そもそも、外国権力が、国内法を強制制定させるといふ事態は、通常の独立国間ではあり得ないところであるが、平常時でも本国と植民地または従属国との間では発生し得るし、敗戦・被占領などの事態の下でもそうである。

わが国は、昭和二〇年八月一五日に無条件降伏をして終戦となり、その後戦勝国の軍隊によって占領が行われ、昭和二七年四月の講和条約の締結までは、自主立法が行われ得なかつた。この間に占領軍による命令勧告にもとづき行われたわが国内立法のために、本来の国内立法の成立・改善を妨げたものも少くない。その著しいものは、敗戦後の処理としての敗戦解体、独占体分断の臨時立法を恒久化した昭和二三年の制定にかかる独占禁止法（昭和二三年法五

四号)とその附属立法としての事業者団体法(同三年法一九一号)があり、農村民主化として打出された諸立法の集大成としての農地法(二七年法三二九号)があり、漁村の民主化を企図した漁業法(二四年法二六七号)などがあり、さらに電気とガスを統合規制した公益事業令(二五年政令三四三号)などをあげ得る。

先ず、独占禁止法は、既述のように、アメリカの永い伝統にもとづく反トラスト法の集成をわが国に押しつけたものではあるが、多分に敗戦者制肘の意図を含むものであった。しかし朝鮮事変発生後は、急速に事態の変化を見るに至ったが、それまでのわが国の産業立法の制定発展を停止し、阻害したことは著しい。⁽¹⁾

次に農地法は、敗戦後のわが国の食糧難と、そのための米国民の負担を考慮するならば、食糧増産に農民の意欲を盛り上らせる必要性が存したことは事実としても、それが農地の零細化を招き、農業の近代化を停滞させた事実を被らうべくもない。⁽²⁾

また漁業法については、沿岸漁業権を網元などの資本家の手から、働く漁民の手に返すことを目標とし、実際には漁業組合などの運営に戻すことになったもので、ここでも事業資金の不足から停滞があったが、幸いにして農村漁業の系統機関を通ずる政府低利資金による補給により、その荒廃を免れたが、その後沿岸漁場での魚自身の不足、そして海洋汚染の公害などによる不振を遠洋、養殖漁業で転換しつつあるが、この近代化のおくれは、この戦争直後の漁業法にも、一斑の罪があると言えよう。⁽³⁾

最後に公益事業令について見るならば、占領軍の公益事業規制と、過度経済力集中排除の政策により、電力事業の再編成を強制し、その序に地域独占であり、生活必需サービスの一つとしてガス事業を加えて、一元的規制を企図したのであるが、第一にアメリカと、わが国のガス事業の異質的な性格の把握にかけるところがあり、多くの不都合を生じ、同令の適用から先ずガス事業がはずされ、昭和二九年のガス事業法(同年法五一号)の制定となったが、電力につ

いては、わが国の各官庁の縄張り根性にも崇られたとは言え、著しくその国内立法を停滞させた著例と言えよう。⁽⁴⁾

(1) この間の事情についての私見の詳細は、拙著「改訂経済法」（評論社発行）二二三頁以下参照。

(2) 拙著、前掲書三八一頁以下参照。

(3) わが国の戦後 漁業立法の変遷については、拙著、前掲書三八六頁以下参照。

(4) 電気事業とガス事業の戦後立法変遷については、拙著、前掲書三五三頁以下参照。

(二) 国内法の過進を制肘するための条約

各国は、その国内事情により、経済産業的に競争関係にある諸国の同種立法よりも著しく厳しい立法、または著しく負担のかかる立法を持つことになる破目に陥ることが頻々である。しかも、その修正を行ない得ない事情があるときに、多辺条約、または統一条約を制定させて、自国の不利を回避せんと企図することが行われる。そして稀れには、密接な二国間条約によって、それを意図することもある。

その最も顕著な事例の一例は、航空乗客に対する損害賠償の限度についての条約と、その改訂を脅迫的に行わしめた米国の態度がこれである。そして、これは一国ではなく数国の同様の必要性によって、労働条件の均一化を企図した国際労働条約・協定について現われ、そして最近の公害問題についての世界人間環境保全会議の提称に、これを見出すことができるかと考える。

五、作用する諸条件とその組合せ

以上によって、国内法と条約・協定などが、いかに相互作用をしてきたかを、概観的に吟味したのであるが、従来

一般に信ぜられているように、条約が少くとも国内法の制定改善を促進するように作用するとは、限らず、反対に作用することも屢々であったことを指摘したのであるが、そうした作用・反作用は、いかなる諸条件があるときに、そうなるかを、類型的に吟味する必要性がある。しかしそれらの諸条件は、極めて多く、且つ多様であり、強弱があり、しかもそれらの諸条件が複雑に組み合せて作用するだけに、明快な類型化は困難であり、不可能に近いとも見えるが、手がかり程度にでもなればと敢えて企図するものである。

(イ) 国家と経済界とが一致した利益を持つ場合

こうした事例は、経済的な密接な関係のある先進国家への立法の接近を、その国の経済界が希望している場合に最もスムーズに行われる。例えば昭和二五年のわが国の商法改正がその良い事例と言えよう。

しかし、この型に属する統一条約としての船舶所有者責任制限条約は、大局的には国家と船舶業者の責任制限すべき点では一致しながら、その具体的内容に應ずる業界体勢の不整備から、その批准手続が長い間とれず、漸く昭和三二年にこれを了して、国内法として「国際海上物品運送法」(同年法一七二号)の制定を見た。

これに対して、船舶安全、航空安全、人命救助などの諸条約・協定については、国内事情に多少のずれがあっても、国内法の水準上昇に役立ったことが多い。また郵便・通信などの条約協定、さらには技術性の高いもの、手続法的性格の強いものについては、国内法に殆んど支障抵抗なく、国内立法の制定促進となっている。

(ロ) 国家と経済界が主張背反の場合

これは国家自身は、その国際社会での義理から進んで、または進まなくても協調しなくてはならぬ立場にあるが、産業界がその利害から、そうした条約自体に反対であったり、その内容の一部にきびしい反対意向を持つ場合である。

そうした場合でも、国際条約が成立し、協定が成立したときに、国家は政治的に拘束されるが、その経済分野で、業者が多数に濫立している場合と、極めて少数の巨大企業のみが成立している場合、さらには業者団体が強力に組織されている場合と、しからざる場合とで、その後の国内法の制定・改正に難易の差を著しく示すことを指摘したい。そして、この型に属するものに、二国間条約によることの多い関税と貿易に関するものについて、政府の条約調印にも拘らず、その国内法整備に反対し続けることが多い。

また従来のが国の事例では、労働関係の条約・協定の場合も、一層顕著であったと言えよう。

(ハ) 国内輿論・国際輿論の動向の有無

公海における船舶衝突、さらには国際航空における重大事故の発生、タンカー事故などによる海洋の汚染、原爆実験などによる死の灰の散布、そして近時頻発しているハイジャックなどの予防、処理についての統一条約などについては、国際輿論と多くの国での国内輿論の双方の支持があり、容易に成立し得るし、従って国内法の整備も早いと言えよう。

しかし、思想的・政治的対立も、きびしい現在の世界情勢では、ハイジャックの防止嚴罰を企図する条約が、世界統一条約となることが困難であり、またそうした条約の成立を見ても各国の批准は区々であろうし、国内輿論も支持している国のみでは、国内法への反応も速いであろう。

(ニ) 国際会議での各国の地位による異同

ある条約または協定の定立を目標とする国際会議には、必ずや提唱中心国があり、さらにそれが会議主催国となるような場合と、迷惑顔でやむを得ず参加した国との間では、そこで成立した条約・協定に対する加盟調印はもちろん、その批准と、その国内法への整備に当然緩急の差が出ることは自然である。しかも、その主催国が、それを成立

させる理由が、前述のいずれの型に属するかによっても異なることも当然である。

(ホ) 条約の性質による反応

等しく国家代表と業界代表が参加して作成するに至った条約または協定の場合でも、二国間条約・協定の場合と、多辺・多国間条約・協定の場合とでは、その反応と対応策は異なって現われる。一般的に二国間条約・協定の場合には、政府はその相手方への信義のため、極力努力を傾けるより外ないが、多辺・多国間協定の場合にはそれ程の痛痒性を感じず、その調印後も、その批准手続を懈怠し、あるいはそれをしぶしぶ行なったにしても、それに応じて自国民を直接規制する国内立法の定立をサボルことはしばしば発生するところである。

また、その条約・協定が、経済的なものであるか、技術的なものであるかによっても著しく、その国内反応が異なることは、既に述べたところである。

六、結

び

以上において、主として経済・産業分野についての、国際条約・協定と、それに応ずる国内立法の進展・停滞の反応を、時代的に、さらに各種のファクター別に吟味したのであるが、起稿の当初の目的とは異なり、必ずしも実証的吟味を十分に遂げ得ず、単に考慮されるべき諸因の平板的検討に止まったことを遺憾とし、他の機会にその実証を裏付けすることを期したい。